

# 日本クラブ運営規則

1999年1月26日の日本クラブ総会における決議に基づく新会則の付則で規定している運営規則を以下のように定める。

改定：2008年7月10日（正副会長会議承認）。会費改定：2009年2月20日（会員総会承認）。改定：2010年2月10日（会員総会承認）。改定：2012年7月27日（運営委員会承認）。改定：2013年11月22日（運営委員会承認）。改定：2015年2月4日（会員総会承認、施行2015年1月1日付）。改定：2017年7月28日（運営委員会承認）。

## 1. 会則第3条 目的の具体的活動方針

### 1) 日独友好、地域社会への貢献に係わる活動

①デュッセルドルフ市との協力行事 ②独日協会との協力行事 ③デュッセルドルフ大学、成人学校との協力行事 ④州あるいは学校等の公的機関との協力行事 ⑤その他、独日親善に寄与する（文化・運動行事）

### 2) 会員間の親睦・互助

①各種スポーツ・娯楽行事 ②文化教養行事 ③会員への生活情報サービス

## 2. 会則第7条 構成

1) 個人会員の入会は総務管理部で審査し、運営委員会の承認を得る。但し、下記で定めた企業に就業する場合は、その企業が法人会員であることを原則とする。

### 2) 法人会員

日本に親会社を持つ法人支店、駐在員事務所、現地法人の企業は法人会員として入会することを原則とする。

### 3) 名誉会員

①在デュッセルドルフ日本国総領事 ②在ドイツ日本国大使 ③ケルン日本文化会館館長 ④独日協会アム・ニーダーライン会長 ⑤デュッセルドルフ日本人学校校長 ⑥聖母幼稚園園長 ⑦本会及び日本人社会の発展に貢献のあった現役引退者

## 3. 会則第8条 入会と会員資格の喪失

### 会員証に関する細則

1) 個人会員証は個人会員一親等の親族（同居）18歳以上の家族に交付する。18歳未満で単独入会する場合はその限りでない。

2) 会員は本会施設の利用ないし本会行事に参加する際は常に会員証を携帯し、本会職員より要請があった場合は提示しなければならない。

3) 会員証は会員資格を喪失した時、直ちに本会に返却されねばならない。

4) 会員証を紛失または汚損した場合は実費にて再発行する。

## 4. 会則第9条 会員の権利

会員の権利を保護する為に非会員の施設利用・行事参加は原則認められない。但し、次の場合は例外とする。

イ) 会員の同伴者がある場合、但し同伴する会員はその旨必ず事務局職員に申し出る。

ロ) ソフトボール、バス旅行、観劇等の参加については、行事毎に条件が異なるため、非会員の参加を認めるかどうかは担当部長の判断とする。参加の場合はいずれの行事も所定の参加費を負担する。

## 5. 会則第10条 会費

会費の徴収は四半期ごとの中月で行う。

### 1) 法人会員

イ) 入会金（入会の時）€ 250,00、ただし、5年以内の再入会の場合は、入会金を一回限りにて免除する。

ロ) 会費（1ヶ月に付き）

社員数	会費額 €	社員数	会費額 €	社員数	会費額 €
0	37,00	7	142,00	14	227,00
1	43,00	8	154,00	15	239,00
2	67,00	9	166,00	16	246,00
3	86,00	10	178,00	17	252,00
4	104,00	11	191,00	18	258,00
5	116,00	12	203,00	19	264,00
6	128,00	13	215,00	20以上	270,00

### 2) 個人会員

イ) 会費（1ヶ月に付き）

家族を有する会員 € 12,00

単身の会員 € 9,00

個人会員が児童・生徒あるいは学生の場合 € 5,00（但し、2人以上の兄弟・姉妹の入会は € 10,00 とする）。

尚、児童・生徒・学生は入会時及びその後毎年在学証明書の写しを事務局に提出しなければならない。

ロ) 名誉会員、デュッセルドルフ日系3団体（日本クラブ、日本商工会議所、日本人学校）事務局現役職員、及び定年退職した日本クラブ職員については個人会費を免除する。

### 3) ソフトボール大会

イ) 大会参加費（1チームに付き）€ 50,00

ロ) 臨時会費（非会員の参加1人に付き） € 9,00（但し、生徒・学生 € 5,00）

## 6. 会則第11条 機関

### 1) 会長及び副会長の任務

会長及び副会長は、運営委員会の開催期日と議題を決定して運営委員会を主催する。会長は正副会長会議の決定事項、対外折衝事項等本会に重要な事項を運営委員会に報告して承認を求めなければならない。

### 2) 会長の選出

会長立候補の資格は会長、副会長、運営委員または監事の経験を有するものとする。総務管理部に会長選出の管理委員会を設け、運営委員会で決められた要領に従いその管理と運営を行なう。

### 3) 副会長・監事・運営委員の後任と新任

会長は運営委員会の承認を得て、副会長・監事並びに運営委員を期中にその後任または新任を選出することができる。

### 4) 運営委員の任命と任期

適当数の運営委員は、会長の委嘱により総会の承認を受けて任命され、その任期は一年とするが再任を妨げない。連続任期の制限は特に定めないが運営委員会が運用面から判断して決定できる。また運営委員は個人会員に広く呼びかけて一部を公募することができる。

## 7. 会則第13条 運営委員会

1) 運営委員は本条4)項の各部のいずれかに所属し、各部を代表する部長1名、副部長1名を互選する。部長と副部長に欠員が生じた場合は、各部に所属する運営委員によりその都度互選される。部長と副部長は運営委員会の承認を得て正式に任命され、運営委員会が必要と認めた場合は、副部長の数を2名以上に増やすことができる。会長は副会長に部別の担当を委嘱できる。会長、副会長は各部の会合（部会という）に出席できる。

2) 部長は原則として定期的に部会を開催し、部の業務及び活動の企画、立案、実行に関する諸事項を協議し取り纏める。

3) 運営委員が所属する部については運営委員の希望を優先して決定されるが、各部に配分される運営委員の数を調整する必要が生じた場合は、会長が最終的にその所属部を決定する。運営委員が次期総会で再任される場合は、会長は必要により、あるいは当該運営委員の希望を考慮して、所属する部を変更することができる。

### 4) 各部及びその業務

#### イ) 総務管理部

①総会・運営委員会関係 ②会員入退会関係 ③会員名簿作成関係 ④三団体行事関係（含歓迎会） ⑤クラブ館内の管理関係（清掃等） ⑥クラブ館内の改築・改造関係 ⑦クラブ営業（開館、閉館、休館）関係 ⑧什器、備品ユーティリティー関係 ⑨法務関係（ステータス問題、弁護士との打合せ） ⑩その他、総務管理関係（寄付、冠婚葬祭等）

#### ロ) 経理部

①会費関係事項 ②年次予算・決算 ③月次予算（予実分析） ④税務関係 ⑤銀行関係 ⑥小口現金関係 ⑦備品償却関係 ⑧顧問会計士関係

#### ハ) 運動部

①バレーボール・バスケットボール・バドミントン・ラグビー・剣道・空手・健康教室・ヨガ・ゴルフ  
②ソフトボール大会等の関係

#### ニ) 文化部

①さくらコア・メナーコア・オーケストラ・邦楽・TAIKO KIDS・生け花・着物  
②講演会、見学会、文化紹介等の文化及び教養に関する行事

#### ホ) 娯楽部

①ブリッジ・ダンス（社交ダンス）・囲碁 ②バス旅行 ③その他行事

#### ヘ) 図書部

①書籍整理業務 ②読み聞かせ会、バザー等の行事事項

#### ト) 広報部

①市、州の公官庁、諸団体との協力行事、交渉等の事項 ②ジャーナリズム対応事項 ③日本人会報作成業務 ④インターネット関係事項

#### フ) 生活部

①ちびっ子あつまあれ・育児サークル「赤ちゃんゴロゴロ」・料理教室・太極拳 ②ドイツ生活に関する情報・互助活動等の事項

5) 定例運営委員会は会員に対して公開されるが、原則として運営委員以外の発言は許されない。議長は会員の傍聴者に発言を許可し、また退場を命じることが出来る。

## 8. 会則第15条 事務局

### 事務局職員の定年

事務局職員との雇用契約は、被雇用者が法定一般年金年齢に達した月の末に、または、被雇用者が年金を受給する時点を以て、解雇の通知を要せずに自動的に終了する。雇用関係はまた、被雇用者が初めて無期限の、法定の完全障害年金を受給する月の末を以て、解雇の通知を要せずに自動的に終了する。被雇用者は年金給付通知の受理を迅速に雇用者に伝えなければならない。但し、個別の契約による例外は可能とする。

9. 当運営規則の制定と変更は、運営委員会に出席した運営委員の多数決によりその都度決議される。本会の会則に基づく規定に抵触する変更は、総会における承認を必要とする。

以上